

西大阪高速鉄道(株)西大阪延伸線に係る

工事施行認可取消請求訴訟（控訴審）について

<平成19年10月25日（木）11：00判決言い渡し>

- ・ 事件番号：平成18年（行コ）第41号（民事第8部）
- ・ 事 件 名：工事施行認可取消請求控訴事件
- ・ 被 告：国土交通大臣

○ 事案の概要

平成15年1月に国土交通大臣が行った阪神西九条駅と近鉄難波駅とを結ぶ西大阪高速鉄道延伸線の工事施行認可について、平成15年4月に沿線住民の一部が、環境への影響等を理由に当該工事施行認可の取消等を求めて大阪地裁に提訴し、平成18年3月に国の主張を認める判決がなされたが、その判決を不服として、平成18年4月12日に大阪高裁に控訴したもの。

○ 判決までの日程

平成15年	4月22日	訴訟提起
	6月17日	第1回口頭弁論
平成17年	12月20日	第20回口頭弁論（結審）
平成18年	3月30日	第1審判決
	4月12日	控訴提起
	9月13日	第1回口頭弁論
平成19年	7月 3日	第6回口頭弁論（結審）
	<u>10月25日</u>	<u>判決</u>

○ 請求の趣旨

- （1）原判決の取消
- （2）西大阪延伸線に対する工事施行認可の取消